京丹後市
KYOTANGO CITY AGRICULTURE COMMITTEE
編集／京丹後市農業委員会
発行／
京丹後市農業委員会事務局
京丹後市大宮町口大野 226
電話 0772－69－0040
No.64
令和8年3月

農業委員会だより

小町公園「ひな人形」飾り（大宮町五十河）

小町公園内の「小町の舎(やかた)」では、役目を終えて使用しなくなったひな人形を募集し、預かった人形を一斉に並べて展示する小町公園「ひな人形」飾りが開催されていました。
【P7に関連記事を掲載】

● 目 次 ●

2~3P 農を語る　瀬戸　牧男 さん（久美浜町布袋野）
4P 農業者年金　特徴とメリット
5P 農地の手続き　移転・転用・形状変更
6~7P お知らせなど　地域計画の変更（令和７年度）・農業振興地域農用地区域の除外等手続き　他
8P 各町地区定例会　農業について考える

農を語る

瀬戸（せと） 牧男（まきお）さん
～久美浜町布袋野～

江戸時代頃から日本各地で栽培が拡大していった綿（ワタ）。この種子から取れる繊維は、衣類や寝具、タオルなどの身近な繊維製品から脱脂綿やガーゼなどの医療品など、昔から様々な用途に使われています。

今回の「農を語る」では、綿を繊維として扱うのではなく、コットンフラワーとして栽培し、京都府のブランド農産物「都っとん」（みやこっとん）として普及に努めておられる京都府花卉（かき）生産組合連合会枝物部会の部会長である瀬戸牧男さんを取材しました。

コットンフラワーを作ってみた

【何かないかな？】

コットンフラワーを作り始めた最初のきっかけは、２０１９年の京都府花卉生産組合連合会（以下、京都府花卉連）の主催する京都府秋季花卉品評会の時の事。私と京田辺市のTさんは毎年、品評会のスタッフとして参加していたのですが、２人とも秋の品目を作っていませんでした。

何かないかな、と話し合う中で、近年、白の洋コットンをたまに見るねとコットンフラワーの話題になり、Tさんが京田辺で和コットン見たことあるよ、と言うので２人でそれぞれ作ってみることにしました。

２０２０年に私は洋コットンと茶コットン、Tさんは和コットンを少しずつ栽培し、秋の品評会に出品しました。審査員をされてい

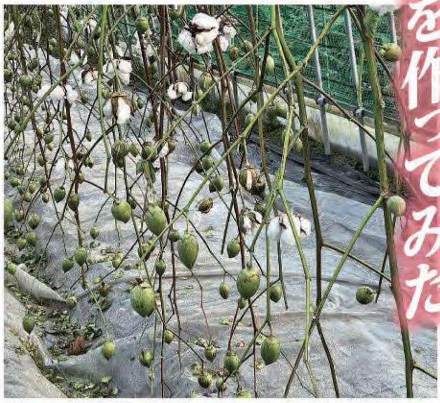

乾燥始め（写真右）はコットンボールがはじけておらず、乾燥が進むにつれて徐々にはじけていきドライフラワー（写真左）となります。

た京都生花の社長に意見を聞いたところ、和コットンがボリュームもあり面白い素材だとの言葉をいただきました。

【どうやって広めるか】

早速、２０２１年に京都府花卉連の役員の中でコットンフラワープロジェクトを立ち上げ、洋と和の苗を府内7名で試験栽培を行い、病害虫もつかず作り易い作物だと確信を得ました。国内では遺伝子組み換えされたコットンは栽培出来ないため、京都府にＤＮＡ検査をしてもらい確認も行いました。

この年から3年間、コットンフラワーを知ってもらうため、京都駅西口広場でクリスマスまでの約1ヶ月、コットンフラワーを使用したクリスマスツリーやコットンリース等の展示を行いました。

２０２２年には京都府花卉連、京都府・市、ＪＡ京都中央会、京都生花、大原総合花卉市場、京都府花商協同組合、京都府園芸商組合の行政、生産者、卸売業者、小売業者で組織されている京都府花卉振興ネットワークの協力を得て、府内12名の生産者で栽培を開始しました。

コロナ禍だったので会議はＷＥＢで行うなどの苦労もありましたが、出荷・販売方法を決めて、秋には市場へ初出荷することができました。出荷期間は正月商材との被りを避けて、11月初旬から12月中旬までのクリスマス対応としました。販売面では、京都のイメージでアピールすることや種子流出を防ぐために「都っとん」の商標登録を取得しました。

年度末の京都府花卉連総会では、「都っとん」の研修会で京都生花、京都府農産課、生産者それぞれから報告を行いました。

【部会の設立、生産拡大】

２０２３年には生産者が26名に増え、年２回の現地研修と出荷目合わせ会を行い、出荷規格と品質のばらつきを少なくし市場出荷を行いました。

生産者数が多くなったので、枝物生産者相互の連絡協調のもとに生産及び流通の改善を図り、枝物生産の振興と生産者の経営安定を資することを目的として11月に京都府花卉連の中に「枝物部会」を設立しました。

２０２４年には部会員は33名に拡大し、その内丹後管内は26名です。毎年の状況に合わせて栽培指針や出荷規格は変更しています。例えば、近年の出荷資材高騰のため資材費を抑える目的で２０２４年から大きい規格品をダンボールに代わる資材での出荷を始めたことなどがあります。

当初は病害虫に強いと思っていましたが、２０２４年にはカメムシの吸汁による被害が発生し、生産量の半分近くが出荷できないこととなり、２０２５年には最小限の薬剤散布を行うことを栽培指針に入れました。

【栽培、特色】

5月の播種（種まき）で6月に定植を行います。7月中旬には早いものが開花を始めます。

ほ場で収穫時期まで育ったコットンフラワー

開花後2ヶ月くらいでコットンボールがはじけてコットンフラワーが開いてきます。草丈は1.8ｍくらい伸び、下部の２〜３個が開いたら株ごと収穫してハウス内に取り込み逆さに吊るし乾燥を始めます。

収穫まではさほど手はかかりませんが、収穫してからの調整作業、出荷準備までの労力がかかります。汚れがなく真っ白で大きいコットンボールという「都っとん」の特性を生かすために葉やガクを取り除いたり、また、乾燥してドライフラワーにするためには栽培面積と同程度の乾燥できる場所が必要であったりといったことが規模拡大のネックとなり１人当たりの規模は小さいです。

【今後の展望】

販売は京都生花を中心に府内だけでなく全国の市場へも送ってもらっていますが、まだまだ全国的には知名度が低いです。今後は、生産者数を増やして販売量を増やし、「都っとん」の魅力を全国に広めていきたいと思っています。興味がある人はぜひ一緒に作っていただきたいと思います。

文／瀬戸 牧男さん

農業者年金の特徴とメリット

～農業者年金に加入し安心で豊かな老後を～

農業者年金について

農業者年金制度は農業者のための年金制度で、農業者の老後生活の安定と、保険料の助成を通じて担い手を確保・育成するという目的を持った政策年金です。

農業者年金の加入資格

① 20歳以上60歳未満(※)
② 年間60日以上、農業に従事している方
③ 国民年金の１号被保険者（保険料免除者を除く）

専業農家でなくても加入できます。農業者の配偶者や後継者、農業法人や個人農家で短期的に労働するパート・アルバイト、兼業農家、小規模の菜園をされている方などでも①～③を満たしている方であれば加入できます。

※60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入される方は、農業者年金にも加入できます。

農業者年金の特徴

- **加入と脱退は自由**
  - 加入も脱退も自由であり、脱退された場合、それまでに加入者が支払った保険料と年金裁定までの間の運用益は、加入期間にかかわらず年金として支給されます。（解約返戻金はありません。）
- **農業者年金に加入する場合、2つの種類があります**
  - 保険料補助を受けない**「通常加入」**と、保険料補助を受ける**「政策支援加入」**があります。
  （「政策支援加入」は認定農業者で青色申告をされている方などの条件があります。）

農業者年金のメリット

1.少子高齢化に強い年金です

農業者年金は、自分が積み立てた保険料とその運用実績により、将来受け取る年金額が決まる**「積立方式・確定拠出型」**の年金です。この**「積立方式・確定拠出型」**の年金は、保険料を支払っている方や年金を受給している方の数が増減したとしても、その影響を受けない財政的に安定した制度です。

2.保険料の額は自由に決められ、いつでも変更できます

通常加入の保険料は、**月額2万円から6万7千円まで千円単位で自由に選択**ができ、農業経営の状況に応じて、いつでも見直すことができます。

3.終身年金で80歳までの保証付きです

年金は65歳から生涯支給されます（繰上げ・繰下げ請求も可能）。仮に80歳までに亡くなられた場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取るはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

4.社会保険料控除など税制上の優遇措置があり、所得税等の節税につながります

納めた保険料は、**全額が社会保険料控除の対象**となり、所得税・住民税の節税につながります。保険料などの年金資産に対する運用益も非課税です。また将来受け取る農業者年金は、公的年金等控除が適用され、65歳以上であれば、公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

※詳しくは農業委員会またはＪＡ、あるいは農業者年金基金へお問い合わせください。

農地の所有権移転・転用・形状変更を行う場合は 農業委員会への手続きが必要です！

農地は農地法による制限があるため、たとえ自分の農地であっても自由に売ったり、転用したりすることはできません。売買や転用などの計画がある場合は農業委員会事務局へご相談ください。

特に、農地転用については、申請書を作成されても許可されない場所（ほ場整備された農地や10ha以上のまとまった農地の区域内にある農地など、良好な営農条件を備えており第1種農地と呼ばれる農地など）もありますので、まずはご相談ください。

また、農地の形状変更や地目変更についても事前にご相談をお願いします。

農地の所有権を移転する場合には許可が必要です。（農地法第3条）

農地を農地として耕作するために売買や贈与し所有権移転を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。これは、資産保有や投機目的などによる農地の取得を規制するとともに、農地を有効に利用できる人に委ねることを目的としています。

農地を転用する場合には許可が必要です。（農地法第4条・同法第5条）

農地転用とは、農地を住宅、駐車場、資材置場など農地以外の用地に転換することです。農地転用を行う場合には事前に転用許可が必要です。

農地の登記名義人自らが転用を行う場合は農地法第4条、登記名義人以外の人が売買や賃借などによって転用を行う場合は農地法第5条の許可を京都府知事から受ける必要があります。

ただし、登記名義人自らが所有農地において、農業のために必要な施設（農作業小屋、農業用資材置場など）に転用する場合で、その面積が200㎡未満であれば、農業委員会への届出で転用できます。

農地の形状を変更する場合には手続きが必要です。

農地の利便性向上を図るために盛土などを行い、農地の形状を変更する場合は、事前に手続きが必要です。これは、優良農地の確保と周辺農地等への被害の防除を図ることを目的としています。

また、形状変更の施工規模が一定以上になりますと施工期間中に耕作ができないことから、一時転用の手続きが必要となる場合があります。

農業委員会定例会と申請締切日

農業委員会では、毎月１回（７日前後）定例会を開催し、農地法等に関する審査を行っています。

農地法等の申請は、毎月20日（20日が休祝日の場合は翌業務日）までに申請書等を農業委員会事務局へ提出してください。

農地法の許可を受けないと …！

農地法第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項の許可を受けずに権利移動及び転用がされた場合は、罰則「農地法第64条（3年以下の拘禁刑または300万円以下の罰金）」「同法第67条（法人は1億円以下の罰金）」の適用がなされることがあります。また、形状変更については、計画以上の盛土を行うなどすると、違反転用とみなされる場合があります。

地域計画の変更（令和7年度）を行いました。

令和7年7月29日に開催された市全域を対象とした地域計画見直しのための協議の場を皮切りに、それぞれの地区において、地区代表を中心に見直しを進めていただき、地域計画の「計画書」と「目標地図」の変更案を作成していただきました。この変更案を基に意見を求める縦覧など必要な手続きを京丹後市が行い、令和7年度の地域計画の変更が行われました。

今回の変更は地域計画が策定されてから初めての変更で、今後も年1回のペースで見直しを行う予定です。すでに令和8年度の変更に向けて主要な耕作者へのアンケートの実施などが行われています。継続的なブラッシュアップを行い、より地域の実情に沿った計画となるように農業委員会も活動を行っていきます。

今後も市担当課（農業振興課）の職員や農業委員、農地利用最適化推進委員が地域計画の見直しに向けたアンケートなどをお願いすることがあります。その際には、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いします。

変更した地域計画は
市のホームページから
ご覧いただけます

農業振興地域農用地区域の除外等手続きの申出期間について

市は優良農地を「農業振興地域農用地区域」として指定しており、この農地を農地以外の他用途に利用する場合は手続きが必要となります。

住宅用地などとして利用する場合（農用地から**除外**する手続きが必要です）

除外手続きに係る申出期間　【前期】　４月１日～３０日までの一月
【後期】　１０月１日～３１日までの一月

※１ 申出期間終了から除外手続きが完了するまでおおむね5カ月かかります。

※２ 農用地からの除外により農用地区域内の農用地の集団化、農作業の効率化などに支障を及ぼすと判断される場合など、手続きをしても除外が認められないケースがあります。また、農地転用の許可の見込みがない農地も除外が出来ません。（農用地区域から除外する相談と同時に農業委員会（TEL69−0040）へ農地転用の相談もしてください）

農機具格納庫や肥料倉庫などの農業用施設用地として使用する場合
（農用地から**農業用施設用地に変更**する手続きが必要です）

用途変更手続きに係る申出期間は**随時**ですが、この場合も併せて農地転用手続きが必要となります。

上記の計画がある場合は期間の余裕をもって事前に農業振興課や農業委員会へご相談ください。
また、書類などの詳細はお気軽にお問合せください。

【問】農業振興課　TEL69-0410

地域の話題

小町公園「ひな人形」飾り

主催：大宮地域を活性化する会

大宮町五十河の小町公園では、毎年、ひな祭りのイベントとして『「ひな人形」飾り』を「大宮地域を活性化する会」の主催で行われています。家庭で子どもたちの成長を見守ってきたひな人形を募集し、持ち寄られた人形をひな壇に飾り展示されています。中には、京都市内からお借りした明治時代のひな人形もあり、当時の雅な雰囲気を感じることもできます。今年の展示期間は終了していますが、来年（令和9年）も2月に開催予定とのことです。その際は、ぜひお立ち寄りください。

明治時代のひな人形。今年に引き続き、来年もお借りして展示されます。

あぶない!

道路に泥を落とさないようにしましょう!!

春になり、農作業が本格的に始まる季節となりました。田んぼや畑での農作業で、トラクタなどの農業機械を使用した後に道路へ出る際には、機械についた泥などをほ場で落としてから走行するようお願いします。車道や歩道に落ちた土や泥のかたまりは、自動車だけではなく、歩行者、オートバイ、自転車、車いすなどの通行の妨げになり、滑りやすく**交通事故の原因**にもなり、大変危険です。

作業を終えて自走により帰宅する場合やほ場への移動の行程などにより、除去や清掃がすぐにできない場合もあるかと思いますが、やむを得ず道路に泥などを落としてしまった場合には、**スコップ等で取り除いて**くださるようお願いします。

環境美化と交通安全のため、皆様のご協力をお願いします。

全国農業新聞を購読してみませんか？

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞は地域農業者の代表機関である農業委員会系統組織が発行する週刊の農業総合専門紙です。週刊紙の特性を活かし、大切な情報をわかりやすくまとめています。

また、多くの読者の皆様に満足して頂けるよう、家族全員が楽しめる記事も充実しています。さらに、全国47都道府県にある支局の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています。

購読の申込みは京丹後市農業委員会へお気軽に連絡ください。

週刊　金曜日発行　月700円、年8,400円（消費税込み）

京丹後アグリ瓦版

＊上の写真は、令和８年２月６日開催のいやさか地域づくり協議会懇談会の中で弥栄地区定例会が「新コミュと農業振興について」と題して、弥栄町内の新たな地域コミュニティ組織と交流したものです。農業振興課より地域計画について説明があった後、新たな地域コミュニティ組織内に部会として「農業部会」を設置されている、いやさか溝谷地域づくり協議会の吉岡農業部会長に農業部会の取り組みについて事例発表をしていただきました。

京丹後市農業委員会 各町地区定例会

京丹後市は6町が合併してできた市であり、その農地面積は府内最大です。市全体で農業を考えることも必要ですが、旧町ごとにも特色があるため、農業委員会では、旧町域ごとに農業の実態を把握し将来を考えたり、農地の利用の最適化の推進を行うための話し合いを行ったりする地区定例会を開催しています。

毎月、町ごとに担当の農業委員と農地利用最適化推進委員が集まり、市農業振興課の担当者や農業会議の現地推進役に参加してもらっています。話し合うテーマは、それぞれの町によってさまざまです。テーマによっては、その町の農業者や区長、地区の活動組織の代表者、市の関係部署の担当者などの関係者に声をお掛けし、一堂に会して意見交換を行うこともあります。また、話し合いの内容は、町単位で終わらせることがないよう、2か月に1回、農地情報連絡調整会議を開催し農業委員会全体で共有しています。

話し合いを通じて感じていることは、農業を一つの業種としてみるのではなく、環境の保全や地域の維持と関連しており、農業課題も地域課題のうちの一つだと捉えて、農業者だけではなく、非農業者も含めた地域全体で農業振興を考える必要があるということです。

今後も、地域農業の振興、発展に寄与できるよう活動を行っていきますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。